

議案第34号

宝塚市公益施設条例の制定について
宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第3項関係)

現行	改正案
附 則	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(宝塚市公益施設指定管理者選定委員会の特例)</p> <p>3 当分の間、別表第2 1市長が管理する公の施設の部(20)の項に規定する宝塚市公益施設指定管理者選定委員会については、宝塚市公益施設の管理を行うべき指定管理者の選定に関する事項のほか、宝塚市公益施設の所在する建物内に市が保有する普通財産の利活用に係る事業者の選定に関する事項の調査審議をあわせて行うものとする。</p>

(現行)

別表第1(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

(51) 宝塚市営住宅

2 (略)

備考 (略)

別表第2(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(19)	宝塚市営住宅	宝塚市営住宅指定管理者選定委員会

2 (略)

(改正案)

別表第1(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

(51) 宝塚市営住宅
(52) 宝塚市公益施設

2 (略)

備考 (略)

別表第2(第1条関係)

1 市長が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(19)	宝塚市営住宅	宝塚市営住宅指定管理者選定委員会
(20)	宝塚市公益施設	宝塚市公益施設指定管理者選定委員会

2 (略)